

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道久遠郡せたな町

2. 構造改革特別区域の名称

地産地消で育む豊かな給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

北海道久遠郡せたな町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

せたな町は、北海道の南西部、渡島半島の北部に位置し、檜山振興局管内最大の 638.68 k m² の面積を有し、北海道の開拓以前から自然発生的に拓けた沿岸部と、開拓計画によって拓けた内陸部が混在し、美しい海岸線と狩場山系が連なる自然環境に恵まれた町である。

気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けるため比較的温暖であるが、春から夏には南西の風、冬は北西の風が多く、狩場連峰から吹きつける東風（通称・やませ）による低温で農作物の生育に影響を及ぼすことがある。

平成 17 年に瀬棚町・大成町・北檜山町が合併し、当時の人口は 11,023 人であったが、徐々に減少しており、令和 5 年度末では 6,845 人（令和 6 年 3 月末の住民基本台帳人口）となっている。年齢階層別の推移では国勢調査によると、幼年人口（0～14 歳）は昭和 40 年と平成 17 年を除き、前回調査から 20% 前後の減少がみられた反面、高齢者人口（65 歳以上）は大きく伸びをみせ、平成 27 年ではその比率が 42.4% に至り、3 人に 1 人が高齢者という人口構造は、極めて大きな課題となっている。

人口動態は、社会増減では転入より転出が多く、自然増減では出生率より死亡率が多い状況となっている。

現在町内には認定こども園、保育所、保育園がそれぞれ 1 か所ずつあり乳児保育、延長保育、一時保育、子育て支援センター、育児相談、交流事業を行っている。この 3 カ所全てにおいて、給食の自園調理を行っており、それぞれ調理員の確保が困難になっているのが現状である。

調理機能の集約を行い、給食の提供に係る経費を軽減し、公立保育所・保育園（以下「保育所」という。）運営のより一層の合理化を図る必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

核家族化が進行し、母子・父子家庭など家族のあり方が多様化する中、保護者の就労は必然であり、それを支える保育の役割は非常に大きくなっている。

一方、保育所は、児童数の減少とともに給食調理員の確保が困難なため、給食を自園調理することが難しくなっていることから、保育の役割を維持するためには、少しでも保育所運営の合理化を図り、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。

認定こども園きたひやま（以下「こども園」という。）からの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一括調達や調理員の合理的配置、施設設備の維持管理等経費の大幅な節減が図られ保育所運営の子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。

また、地域ぐるみで子供たちを育むため地域・栄養士・保育教諭等が一体となって、未就学の子どもたちの発達段階に応じたバランスのとれた豊かな給食を提供することによりすでに米や野菜などを中心に取り組んでいる地産地消をより一層推し進め、地元でとれた食材を使って調理体験をするなど食育を実施することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ①こども園からの給食外部搬入方式の導入により、食材の一括調達、集中調理によって保育所運営にかかる経費節減を図り、節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。
- ②地域ぐるみで子供たちを育むため地域・栄養士・保育教諭等が一体となって、幼・保一貫した食育の推進を図る。
- ③安全・安心・良質な地場産品の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで地域産業の活性化を図る。
- ④調理業務の集約により省資源・省エネルギーに努めるとともに、ごみ減量化及び再資源化への対応に努める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

- ①機能集約によるコスト削減

厳しい財政状況の中、食材の一括調達や調理設備の集中化による管理維持費等の経費節減効果により、財政の健全化が図られ行財政の効率的な運営ができる。これにより保育サービスを充実させ、子育て支援事業の質の向上を図ることができる。

- ②地元生産者との連携による食育の推進

地域ぐるみで子供たちを育むため地域・栄養士・保育教諭等が一体となって、幼・保一貫した食育の推進を図る。

- ③地産地消の推進

地域と連携し食材を提供することによる地産地消の実践により消費拡大にもつながり、地域経済の活性化に寄与する。

- ④省資源・省エネルギーの推進

調理業務の集約により省資源・省エネルギーに努めるとともに、ごみ減量化及び再資源化への対応を図る。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に 関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と 認める事項

(食育事業)

地域ぐるみで子供たちを育むため地域・栄養士・保育教諭等が一体となって、
幼・保一貫した食育の推進を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地元生産物を取り入れることにより、地元生産者と連携を密
にし、安全・安心・良質な食材の生産、確保及び安定的納品を推進し、地産地消
を推進する。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

せたな町内の保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

保育所の給食を、こども園で調理して外部搬入方式を実施する。

地域・栄養士・保育教諭等が一体となって食育を推進する。3歳未満児についてもこども園で離乳食やアレルギー児の除去食にも柔軟に対応することもでき、または当該保育所に設置してある調理室でも離乳食やアレルギー児の除去食にも柔軟に対応することができる。

給食の外部搬入となる保育所は次のとおりである。

- ・瀬棚保育所 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町680番地1
- ・大成保育園 北海道久遠郡せたな町大成区都332番地

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）における留意事項を遵守する。

①『調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること』

施設に設置されている調理室に加熱・保存・配膳等に必要な調理機能を有している。

【保育所調理室の状況】

調理室 面 積	加熱設備				保存設備		その他	
	ガスコンロ	釜	電子レンジ	オーブン	冷蔵庫	冷凍庫	配膳台	消毒保管庫
瀬棚保育所	29.20m ²	4	1	1	1	1	3	2
大成保育園	31.43m ²	1	1	1	1	1	1	2

【認定こども園きたひやまの概要】

■名 称	認定こども園きたひやま
■設立年月	平成 30 年 4 月 1 日
■構 造	木造平屋建
■建物面積	本体 1465.27 m ²
■職 員	園長、副園長、保育教諭係長、主任保育教諭、保育教諭、臨時保育教諭、保育士補助員、子育て支援室支援員、事務職員、栄養士、調理員、公務補
■調理能力	145 食／日
■調理場の概要	(1) ドライシステム (2) 主な施設・設備 【検収室—食品庫】 【下処理室】 冷凍庫・冷蔵庫・器具消毒保管機 【加熱調理—揚げ・焼物—和え物室】 IH 炊飯器・IH 調理器・電子レンジ・フライヤー・スチームコンベクションオーブン・器具消毒保管機 【洗浄—消毒】 食器洗浄機・消毒保管機 【配膳—ワゴンプール】 折りたたみ式ワゴン
■その他	排水処理施設（グリストラップ） 60 ℥

②『幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること』

外部搬入により提供される食事の内容は、こども園と同一メニューとし、年齢に応じた大きさ・固さ・分量等、工夫して提供する。3歳未満児については、こども園所属の栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして、発育や時機に応じて提供する。

③『子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること』

栄養素量の給与については、必要栄養素量の確保に注意を払う。また、体調不良児、アレルギー児への対応については、栄養士による必要な配慮や、保護者との相談体制を整えるなど適切な対応を行う。

④『食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。』

地元で生産された良質な食材を取り入れ、幼保一貫した食育を推進しながら、食育プログラムを基に発達段階に応じた給食を実施する。

(2) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。また、衛生面では保健所との協力の下に行う。

衛生基準については、食材・調理・職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底指導管理・点検に努める。運搬容器、車両の衛生管理についても

「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生・安全に努める。運搬は密閉できる専用コンテナに収容し、衛生管理できる専門運搬車で行い保育所に在中する職員等が受領・配膳を衛生管理のもとに実施する。なお、特例措置による給食の外部搬入については、学校給食センターの配送者を利用するため、学校給食センターを所管する教育委員会部局と保育所所管である町部局で覚書を締結する。

6. 給食配送スケジュール

[瀬棚方面]

配達

センター発 10:45	⇒	こども園 10:55	⇒	瀬棚保育所 11:05	⇒	瀬棚中学校 11:15	⇒	瀬棚小学校 11:25	⇒	センター着 11:35
----------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

(調理完了10:20)

瀬棚保育所（喫食）

11:15～12:30

回収

センター発 12:40	⇒	瀬棚小学校 12:50	⇒	瀬棚中学校 13:00	⇒	瀬棚保育所 13:10	⇒	こども園 13:20	⇒	センター着 13:30
----------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------	---	---------------	---	----------------

[大成方面]

配達

センター発 10:15	⇒	こども園 10:25	⇒	北檜山小学校 10:35	⇒	大成保育園 11:05	⇒	大成中学校 11:15	⇒	久遠小学校 11:25
----------------	---	---------------	---	-----------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

(調理完了10:20)

大成保育園（喫食）

11:15～12:30

回収

久遠小学校 12:35	⇒	大成中学校 12:45	⇒	大成保育園 12:55	⇒	北檜山小学校 13:25	⇒	こども園 13:35	⇒	センター着 13:45
----------------	---	----------------	---	----------------	---	-----------------	---	---------------	---	----------------